

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 趣旨

国民健康保険法等の一部改正に伴い、国民健康保険料（以下「国保料」という。）について、子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額を減額する制度が創設されたため、厚木市国民健康保険条例の一部を改正する。

2 条例改正の概要

いずれの改正も法等に基づき、全国一律で改められる事項である。

- (1) 見出しを改める。（厚木市国民健康保険条例第19条）
- (2) 子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額の減額に関する規定を追加する。
（厚木市国民健康保険条例第19条の3）

3 条例改正の内容

令和3年6月に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の国民健康保険法の事項として、子ども（未就学児）の均等割に係る国保料の軽減制度が創設された。

国保料は、応能分（所得割）と応益分（均等割・平等割）により賦課額が定められ、低所得世帯に対しては、応益分の保険料軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。

今回の改正は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子ども（未就学児）に係る応益分の国保料のうち、均等割をさらに5割軽減し、公費で負担する。

【賦課の概要】

	応能分		応益分	
	所得割	均等割	均等割	平等割
医療分	6.14%	22,484円	7,887円	21,850円
支援分	2.21%	7,887円	7,887円	7,664円
介護分 <small>※40～65歳のみ</small>	2.25%	9,208円	9,208円	6,378円

所得割… 昨年の所得にかかる保険料 ※令和3年度保険料率
 均等割… 被保険者1人当たりの保険料
 平等割… 1世帯当たりの保険料

【子ども（未就学児）に係る均等割軽減のイメージ】

【改正前】	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;">医療分 22,484円</td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px;">支援分 7,887円</td> </tr> </table>	医療分 22,484円	支援分 7,887円		
医療分 22,484円	支援分 7,887円				
【改正後】	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;">医療分 11,242円</td> <td style="width: 33%; border: 1px solid black; padding: 5px;">支援分 3,943円</td> <td style="width: 34%; border: 1px dashed black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">軽減分 15,186円</td> </tr> </table>	医療分 11,242円	支援分 3,943円	軽減分 15,186円	
医療分 11,242円	支援分 3,943円	軽減分 15,186円			

なお、この条例改正に伴い、令和4年度に国民健康保険システムを改修し、当初賦課（6月）においては、軽減後の国保料を通知するため、市民による一切の手続きは要さない。

対 象 者：平成28（2016）年4月2日以降に生まれた者

公費負担額：国1/2、県1/4、市1/4

4 施行日について

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

5 市民参加手続

厚木市市民参加条例第6条第7項第3号（法令で実施基準を規定）に該当するため実施しない。

2(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入（国民健康保険制度）

1. 現状及び見直しの趣旨

厚生労働省社会保障審議会資料から抜粋

- 国民健康保険制度の保険料は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険料を軽減する。

（参考）平成27年国保法改正 参・厚労委附帯決議

「子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論する」

2. 軽減措置スキーム

- 対象は、全世帯の未就学児とする。

※ 対象者数：約70万人（平成30年度国民健康保険実態調査）

- 当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。

※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。

- 財政影響：公費約90億円（令和4年度）

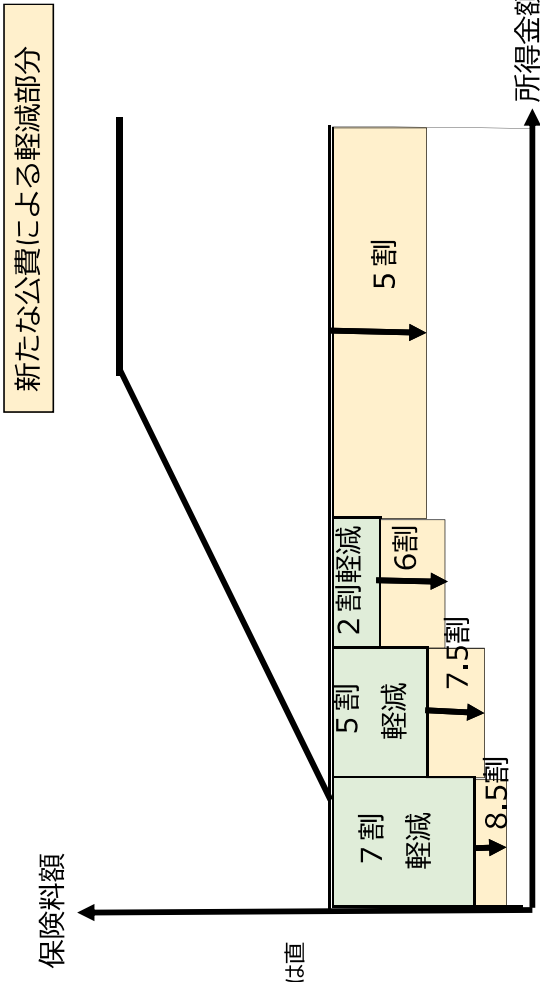
※ 本推計は、一定の仮定を置いて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。

※ 令和3年度予算案ベースを足下にし、人口構成の変化を機械的に織り込んだ推計値。なお、医療の高度化等による伸びは直近の実績値により見込んでいる。

- 国・地方の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

- 施行時期：令和4年4月

【軽減イメージ】



新旧対照表

新	旧
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条及び第19条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア及びイ 略 ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 オ及びカ 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～ウ 略 エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(3) 略</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア及びイ 略 ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 オ及びカ 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～ウ 略 エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(3) 略</p>
<p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第15条の5の2 第15条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第15条の5の2 第15条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2)及び(3) 略</p>

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の7の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条及び第19条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 略

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第15条の7の11 第15条の7の7の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯
第15条の7の6第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2)及び(3) 略

(低所得者の保険料の減額)

第19条 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の7の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定により保険料を減免する場合については、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 略

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第15条の7の11 第15条の7の7の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯
第15条の7の6第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2)及び(3) 略

(保険料の減額)

第19条 略

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合(第4項に掲げる場合を除く。)における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする。
- 2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の5」とあるのは「第15条の7の6又は第15条の7の10」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の7の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の7の6第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
- (1) 第15条又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額
- (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)
- 5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の5」とあるのは「第15条の7の6又は第15条の7の10」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の7の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の7の6第3項」と読み替えるものとする。

令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)総括表

(歳入)					(歳出)										
(単位:千円)					(単位:千円)										
款	項	補正前の額	補正額	計	構成率 (%)	款	項	補正前の額	補正額	計	本年度予算額の財源内訳			一般財源	構成率 (%)
											国庫支出金	県支出金	その他		
5	国民健康保険料	4,784,514		4,784,514	21.9	5	総務費	344,242	△ 16,072	328,170				△ 16,072	1.5
	5 国民健康保険料	4,784,514		4,784,514	21.9		5 総務管理費	297,726	△ 9,598	288,128				△ 9,598	1.3
							10 徴収費	46,136	△ 6,474	39,662				△ 6,474	0.2
							15 運営協議会費	380		380					0.0
15	国庫支出金		21,658	21,658	0.1	10	保険給付費	14,627,410	389,500	15,016,910	17	399,983		△ 10,500	68.8
	10 国庫補助金		21,658	21,658	0.1		5 療養諸費	12,715,064	400,000	13,115,064	17	399,983			60.2
25	県支出金	14,796,303	478,658	15,274,961	70.0		10 高額療養費	1,804,700		1,804,700					8.3
	10 県負担金・補助金	14,796,303	478,658	15,274,961	70.0		16 移送費	300		300					0.0
35	財産収入	679		679	0.0		18 出産育児諸費	90,346	△ 10,500	79,846				△ 10,500	0.4
	5 財産運用収入	679		679	0.0		20 葬祭諸費	16,500		16,500					0.1
40	繰入金	1,636,316	△ 166,081	1,470,235	6.8		22 国民健康保険事業費納付金	6,188,475		6,188,475					28.4
	5 他会計繰入金	1,438,138	18,982	1,457,120	6.7		5 医療給付費分	4,053,766		4,053,766					18.6
	10 基金繰入金	198,178	△ 185,063	13,115	0.1		10 後期高齢者支援金等分	1,539,771		1,539,771					7.1
45	繰越金	150,000	17,220	167,220	0.8		15 介護納付金分	594,938		594,938					2.7
	5 繰越金	150,000	17,220	167,220	0.8	27	保健事業費	236,495	△ 22,000	214,495		△ 7,487		△ 14,513	1.0
50	諸収入	94,517		94,517	0.4		3 特定健康診査等事業費	146,691	△ 12,000	134,691		△ 7,487		△ 4,513	0.6
	5 延滞金、加算金及び過料	40,020		40,020	0.2		5 保健事業費	89,804	△ 10,000	79,804				△ 10,000	0.4
	10 市預金利子	39		39	0.0	30	基金積立金	261		261					0.0
	15 雑入	54,458		54,458	0.2		5 基金積立金	261		261					0.0
	歳入合計	21,462,329	351,455	21,813,784	100.0	40	諸支出金	45,446	27	45,473				27	0.2
							5 還付金及び還付加算金	45,446	27	45,473				27	0.2
						45	予備費	20,000		20,000					0.1
							5 予備費	20,000		20,000					0.1
							歳出合計	21,462,329	351,455	21,813,784	17	392,496		△ 41,058	100.0

令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)

(歳入)

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	構成率 (%)	備 考
05	国民健康保険料		4,784,514		4,784,514	21.9	
	5	国民健康保険料	4,784,514		4,784,514	21.9	
		5 一般被保険者国民健康保険料	4,784,472		4,784,472	21.9	
		10 退職被保険者等国民健康保険料	42		42	0.0	
15	国庫支出金			21,658	21,658	0.1	
	10	国庫補助金		21,658	21,658	0.1	(新)災害臨時(東日本) 17 (新)災害等臨時(コロナ) 21,641
25	県支出金		14,796,303	478,658	15,274,961	70.0	
	10	県負担金・補助金	14,796,303	478,658	15,274,961	70.0	
		5 保険給付費等交付金	14,796,303	478,658	15,274,961	70.0	
		保険給付費等交付金(普通交付金)	14,519,628	399,983	14,919,611	68.4	普通交付金 399,983
		保険給付費等交付金(特別交付金)	276,675	78,675	355,350	1.6	保険者努力支援 39,772 市町村分 46,390 特定健診等 △7,487
35	財産収入		679		679	0.0	
	5	財産運用収入	679		679	0.0	
40	繰入金		1,636,316	△ 166,081	1,470,235	6.8	
	5	他会計繰入金	1,438,138	18,982	1,457,120	6.7	
		5 一般会計繰入金	1,438,138	18,982	1,457,120	6.7	
		保険基盤安定繰入金	982,131	59,721	1,041,852	4.8	基盤安定 59,721
		職員給与費等繰入金	345,807	△ 36,000	309,807	1.4	職員給与費等 △36,000
		出産育児一時金繰入金	60,200	△ 7,000	53,200	0.2	出産育児 △7,000
		財政安定化支援事業繰入金	50,000	2,261	52,261	0.2	財政安定化 2,261
	10	基金繰入金	198,178	△ 185,063	13,115	0.1	基金繰入金 △185,063
45	繰越金		150,000	17,220	167,220	0.8	
	5	繰越金	150,000	17,220	167,220	0.8	繰越金 17,220
50	諸収入		94,517		94,517	0.4	
	5	延滞金、加算金及び過料	40,020		40,020	0.2	
	10	市預金利子	39		39	0.0	
	15	雑入	54,458		54,458	0.2	
歳入合計			21,462,329	351,455	21,813,784	100.0	

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	構成率 (%)	備考
5	総務費	344,242	△ 16,072	328,170	1.5	
	5 総務管理費	297,726	△ 9,598	288,128	1.3	給付 △1,805 資格 △2,931 国保 △4,862
	10 徴収費	46,136	△ 6,474	39,662	0.2	賦課 △1,370 徴収 △5,104
	15 運営協議会費	380		380	0.0	
10	保険給付費	14,627,410	389,500	15,016,910	68.8	
	5 療養諸費	12,715,064	400,000	13,115,064	60.2	一般療養給付 400,000
	10 高額療養費	1,804,700		1,804,700	8.3	
	16 移送費	300		300	0.0	
	18 出産育児諸費	90,346	△ 10,500	79,846	0.4	出産育児一時金 △10,500
	20 葬祭諸費	16,500		16,500	0.1	
	22 傷病手当諸費	500		500	0.0	
22	国民健康保険事業費納付金	6,188,475		6,188,475	28.4	
	5 医療給付費分	4,053,766		4,053,766	18.6	
	10 後期高齢者支援金等分	1,539,771		1,539,771	7.1	
	15 介護納付金分	594,938		594,938	2.7	
27	保健事業費	236,495	△ 22,000	214,495	1.0	
	3 特定健康診査等事業費	146,691	△ 12,000	134,691	0.6	特定健診 △10,000 保健指導 △2,000
	5 保健事業費	89,804	△ 10,000	79,804	0.4	データヘルス △7,000 人間ドック △3,000
30	基金積立金	261		261	0.0	
	5 基金積立金	261		261	0.0	
40	諸支出金	45,446	27	45,473	0.2	
	5 償還金及び還付加算金	45,446	27	45,473	0.2	国庫支出金等精算返納金 27
45	予備費	20,000		20,000	0.1	
	5 予備費	20,000		20,000	0.1	
	歳出合計	21,462,329	351,455	21,813,784	100.0	

主な補正内容について

【 歳 入 】

1 国庫補助金

(1) 災害臨時特例補助金

東日本大震災被災者に対して行う一部負担金及び保険料の減免措置に対する国の補助金が措置されるため、17千円 予算措置します。

(2) 災害等臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対して行う保険料の減免措置に対する国の補助金が措置されるため、21,641千円 予算措置します。

2 県負担金・補助金

(1) 保険給付費等交付金（普通交付金）

対象経費である保険給付費の増額に伴い、399,983千円 増額します。

(2) 保険者努力支援分

令和3年度分交付額の決定により、39,772千円 増額します。

(3) 特別調整交付金分（市町村向け）

令和3年度分交付額の収入見込により、46,390千円 増額します。

(4) 特定健診等負担金

令和3年度分交付額の決定及び令和2年度分の確定により、合わせて7,487千円 減額します。

3 他会計繰入金

(1) 保険基盤安定繰入金

今年度の確定通知に基づき、59,721千円 増額します。

(2) 職員給与費等繰入金

対象経費である各事務費の補正減等に伴い、36,000千円 減額します。

(3) 出産育児一時金繰入金

対象経費である出産育児諸費の補正減に伴い、7,000千円 減額します。

(4) 財政安定化支援事業繰入金

県から示された算定額に基づき、2,261千円 増額します。

4 基金繰入金

国民健康保険事業特別会計の歳入歳出執行状況から、
185,063千円 減額します。

5 繰越金

令和2年度決算に伴う剰余金の確定により、17,220千円 増額します。

【 歳 出 】

1 総務管理費

(1) 給付事務費

レセプト内容点検業務委託の入札差金について、
1,805千円 減額します。

(2) 資格事務費

更新被保険者証封入封かん等業務委託の入札差金について、
2,931千円 減額します。

(3) 国保事務費

国保システム改修業務委託について、改修が不要となったことにより、
4,862千円 減額します。

2 徴収費

(1) 賦課事務費

通知書等の作成・印字・封入封かん業務委託の入札差金について、
1,370千円 減額します。

(2) 徴収事務費

コールセンター業務委託及び督促状封入封かん業務委託の入札差金に
ついて、5,104千円 減額します。

3 療養諸費

(1) 一般被保険者療養給付費

対象者の医療費が当初見込みを上回ることに伴い、
400,000 千円 増額します。

4 出産育児諸費

(1) 出産育児一時金

出産育児一時金の申請件数が当初見込みを下回ることに伴い、
10,500 千円 減額します。

5 特定健康診査等事業費

(1) 特定健康診査事業費

特定健康診査受診者が当初見込みを下回ることに伴い、
10,000 千円 減額します。

(2) 特定保健指導事業費

特定保健指導利用者が当初見込みを下回ることに伴い、
2,000 千円 減額します。

6 保健事業費

(1) データヘルス計画推進事業費

糖尿病性腎症重症化予防事業参加者が
当初見込みを下回ること等に伴い、7,000 千円 減額します。

(2) 人間ドック助成事業費

人間ドック受診者が当初見込みを下回ることに伴い、
3,000 千円 減額します。

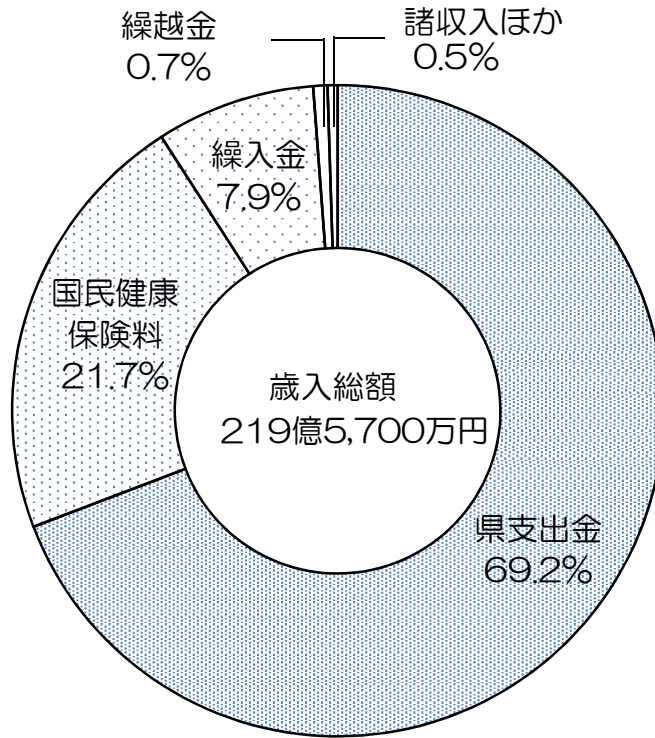
7 償還金及び還付加算金

令和2年度に交付された災害臨時特例補助金について、実績報告の結果、
国庫への返還が生じることから、27 千円 増額します。

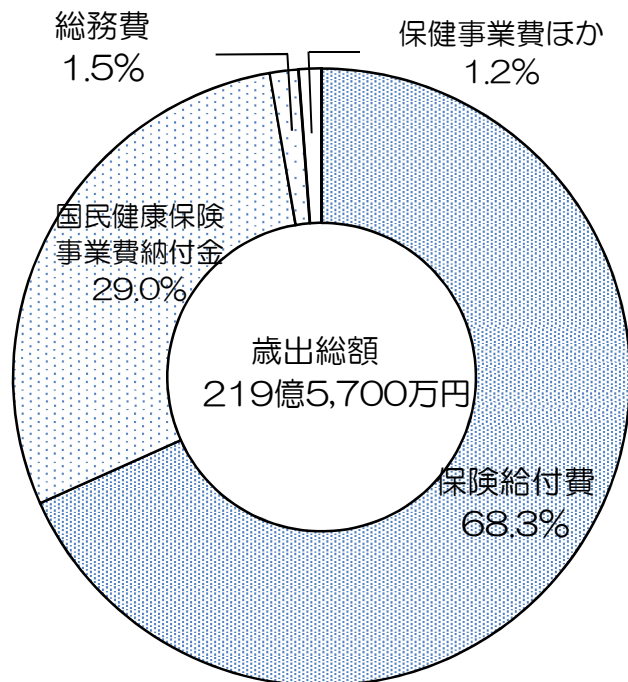
令和4年度厚木市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）

1 歳入歳出の状況について

歳入の状況



歳出の状況



2 予算の概要について

1 予算総額

(千円：%)

4年度予算	3年度予算	比較	対前年度比
21,957,000	21,443,000	514,000	102.4

2 被保険者等の推計

(人：世帯)

区分	4年度	3年度	比較
被保険者数	46,500	47,000	△500
加入世帯数	30,500	30,800	△300

3 歳入

(1) 保険料

(千円：%)

4年度予算	3年度予算	比較	対前年度比
4,755,921	4,784,514	△28,593	99.4

ア 一人当たりの保険料調定額

《医療分＋後期支援分＋介護分》

4年度	3年度	対前年度比
103,491円	103,491円	100.0%

イ 予定収納率（一般）

4年度	3年度
93.50%	92.50%

ウ 賦課限度額

区分	4年度	3年度
医療分	65万円	63万円
後期支援分	20万円	19万円
介護分	17万円	17万円
合計	102万円	99万円

(2) 繰入金

ア 他会計繰入金 (千円：%)

4年度予算	3年度予算	比較	対前年度比
1,389,809	1,439,809	△50,000	96.5

イ 基金繰入金 (千円：%)

4年度予算	3年度予算	比較	対前年度比
349,286	198,178	151,108	176.2

・令和4年度末保有額見込5億4,090万円

4 歳出

(1) 保険給付費 (千円：%)

4年度予算	3年度予算	比較	対前年度比
14,995,726	14,627,410	368,316	102.5

ア 一人当たりの医療費

4年度	3年度	対前年度比
373,376円	363,136円	102.8%

(2) 国民健康保険事業費納付金 (千円：%)

4年度予算	3年度予算	比較	対前年度比
6,369,780	6,188,475	181,305	102.9

(3) 保健事業費 (千円：%)

4年度予算	3年度予算	比較	対前年度比
226,772	236,543	△9,771	95.9

・特定健康診査事業費

特定健康診査業務委託の積算根拠となる受診率については、受診率37.1%（第3期実施計画 R5年度目標値40%）で予算計上

・データヘルス計画推進事業費

・人間ドック助成事業費 等

令和4年度 国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算総括表（案）

【歳入】 (単位：千円・%) 【歳出】 (単位：千円・%)

款	項	本年度	前年度	比較	対前年度比	構成率
	5 国民健康保険料	4,755,921	4,784,514	△ 28,593	99.4	21.7
25	県支出金	15,198,363	14,775,303	423,060	102.9	69.2
	10 県負担金・補助金	15,198,363	14,775,303	423,060	102.9	69.2
35	財産収入	484	679	△ 195	71.3	0.0
	5 財産運用収入	484	679	△ 195	71.3	0.0
40	繰入金	1,739,095	1,637,987	101,108	106.2	7.9
	5 他会計繰入金	1,389,809	1,439,809	△ 50,000	96.5	6.3
	10 基金繰入金	349,286	198,178	151,108	176.2	1.6
45	繰越金	150,000	150,000	0	100.0	0.7
	5 繰越金	150,000	150,000	0	100.0	0.7
50	諸収入	113,137	94,517	18,620	119.7	0.5
	5 延滞金、加算金及び過料	40,020	40,020	0	100.0	0.2
	10 市預金利子	26	39	△ 13	66.7	0.0
	15 雑入	73,091	54,458	18,633	134.2	0.3
	歳入合計	21,957,000	21,443,000	514,000	102.4	100.0

款	項	本年度	前年度	比較	対前年度比	本年度の財源内訳				構成率
						特定財源			一般財源	
						国庫支出金	県支出金	その他		
5	総務費	332,948	345,865	△ 12,917	96.3			11	332,937	1.5
	5 総務管理費	278,529	299,349	△ 20,820	93.0			5	278,524	1.3
	10 徴収費	53,975	46,136	7,839	117.0			6	53,969	0.2
	15 運営協議会費	444	380	64	116.8				444	0.0
10	保険給付費	14,995,726	14,627,410	368,316	102.5		14,887,216		108,510	68.3
	5 療養諸費	12,969,380	12,715,064	254,316	102.0		12,968,916		464	59.1
	10 高額療養費	1,918,000	1,804,700	113,300	106.3		1,918,000		0	8.7
	16 移送費	300	300	0	100.0		300		0	0.0
	18 出産育児諸費	90,346	90,346	0	100.0				90,346	0.4
	20 葬祭諸費	16,500	16,500	0	100.0				16,500	0.1
	22 傷病手当諸費	1,200	500	700	240.0				1,200	0.0
22	国民健康保険事業費納付金	6,369,780	6,188,475	181,305	102.9				6,369,780	29.0
	5 医療給付費分	4,281,882	4,053,766	228,116	105.6				4,281,882	19.5
	10 後期高齢者支援金等分	1,498,733	1,539,771	△ 41,038	97.3				1,498,733	6.8
	15 介護納付金分	589,165	594,938	△ 5,773	99.0				589,165	2.7
27	保健事業費	226,772	236,543	△ 9,771	95.9		45,815	19,679	161,278	1.0
	3 特定健康診査等事業費	137,430	146,739	△ 9,309	93.7		45,815	5,800	85,815	0.6
	5 保健事業費	89,342	89,804	△ 462	99.5			13,879	75,463	0.4
30	基金積立金	80	261	△ 181	30.7			80	0	0.0
	5 基金積立金	80	261	△ 181	30.7			80	0	0.0
40	諸支出金	21,694	24,446	△ 2,752	88.7				21,694	0.1
	5 償還金及び還付加算金	21,694	24,446	△ 2,752	88.7				21,694	0.1
45	予備費	10,000	20,000	△ 10,000	50.0				10,000	0.1
	5 予備費	10,000	20,000	△ 10,000	50.0				10,000	0.1
	歳出合計	21,957,000	21,443,000	514,000	102.4	0	14,933,031	19,770	7,004,199	100.0

令和4年度 国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算総括表(案)

歳入

単位:千円・%

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	対前年度比	構成率		備考
						本年度	前年度	
5	国民健康保険料	4,755,921	4,784,514	△ 28,593	99.4	21.7	22.3	
	5 国民健康保険料	4,755,921	4,784,514	△ 28,593	99.4	21.7	22.3	一般現年分 3,035,792 一般滞繰分 169,548 一般後期現年分 1,061,767 一般後期滞繰分 60,153 一般介護現年分 398,471 一般介護滞繰分 30,187 退職現年分 0 退職滞繰分 1 退職後期現年分 0 退職後期滞繰分 1 退職介護現年分 0 退職介護滞繰分 1
25	県支出金	15,198,363	14,775,303	423,060	102.9	69.2	68.9	
	10 県負担金・補助金	15,198,363	14,775,303	423,060	102.9	69.2	68.9	保険給付費等交付金(普通交付金) 14,887,216 保険給付費等交付金(特別交付金) 311,147 〔【保険者努力】50,000 【特交(市町村分)】65,332 【県繰入金(2号分)】150,000 【特定健診等負担金】45,815(健診分 44,229 指導分 1,586)〕
35	財産収入	484	679	△ 195	71.3	0.0	0.0	
	5 財産運用収入	484	679	△ 195	71.3	0.0	0.0	国民健康保険事業基金利子80 歳計現金運用利子 404
40	繰入金	1,739,095	1,637,987	101,108	106.2	7.9	7.6	
	5 他会計繰入金	1,389,809	1,439,809	△ 50,000	96.5	6.3	6.7	保険基盤安定 970,631 職員給与費等 313,978 出産育児一時金 55,200 財政安定化支援 50,000 その他一般会計繰入 0
	10 基金繰入金	349,286	198,178	151,108	176.2	1.6	0.9	国民健康保険事業基金繰入金
45	繰越金	150,000	150,000	0	100.0	0.7	0.7	
	5 繰越金	150,000	150,000	0	100.0	0.7	0.7	前年度繰越金
50	諸収入	113,137	94,517	18,620	119.7	0.5	0.5	
	5 延滞金、加算金及び過料	40,020	40,020	0	100.0	0.2	0.2	保険料延滞金(一般 40,000 退職 20)
	10 市預金利子	26	39	△ 13	66.7	0.0	0.0	歳計現金預金利子
	15 雑入	73,091	54,458	18,633	134.2	0.3	0.3	第三者納付金(一般 30,000 退職 1) 返納金(一般 23,000 退職 1) 雇用保険料受入金等 40 指定公費負担医療立替交付金 1 広域連合委託事業費交付金 15,800 後期高齢者医療制度事業補助金 3,850 国保事業費納付金精算金 398
	歳入合計	21,957,000	21,443,000	514,000	102.4	100.0	100.0	

歳出

単位:千円・%

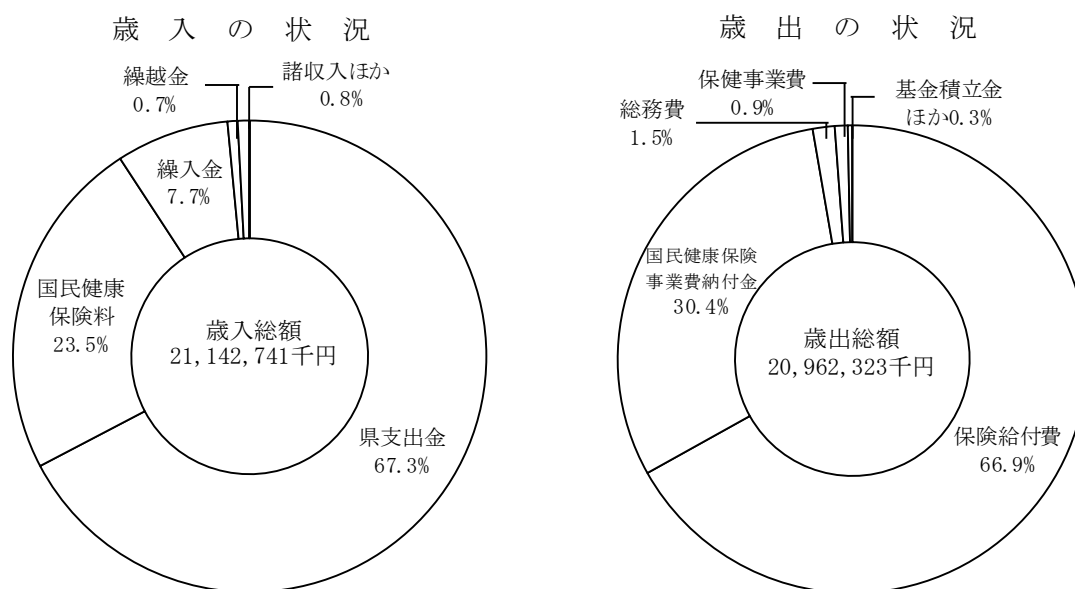
款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	対前年度比	本年度予算額の財源内訳				構成率(%)		備考
						特定財源			一般財源	本年度	前年度	
						国庫支出金	県支出金	その他				
5	総務費	332,948	345,865	△ 12,917	96.3			11	332,937	1.5	1.6	
	5 総務管理費	278,529	299,349	△ 20,820	93.0			5	278,524	1.3	1.4	職員給与費 183,173 共同処理経費 31,700 給付事務費 9,208 資格事務費 43,704 国保事務費 8,810 国保連合会負担金 1,934
	10 徴収費	53,975	46,136	7,839	117.0			6	53,969	0.2	0.2	賦課事務費 25,348 徴収事務費 28,627
10	保険給付費	14,995,726	14,627,410	368,316	102.5		14,887,216		108,510	68.3	68.2	
	5 療養諸費	12,969,380	12,715,064	254,316	102.0		12,968,916		464	59.1	59.3	療養給付費(一般 12,798,000 退職 200) 療養費(一般 126,000 退職 100) 審査支払手数料 45,080
	10 高額療養費	1,918,000	1,804,700	113,300	106.3		1,918,000			8.7	8.4	高額療養費(一般 1,916,000 退職 100) 高額介護合算療養費(一般 1,800 退職 100)
	16 移送費	300	300	0	100.0		300			0.0	0.0	一般 200 退職 100
	18 出産育児諸費	90,346	90,346	0	100.0				90,346	0.4	0.4	出産育児一時金 215件 @ 420,000 支払手数料 46
	20 葬祭諸費	16,500	16,500	0	100.0				16,500	0.1	0.1	葬祭費 330件 @ 50,000
	22 傷病手当諸費	1,200	500	700	240.0				1,200	0.0	0.0	傷病手当金
22	国民健康保険事業費納付金	6,369,780	6,188,475	181,305	102.9				6,369,780	29.0	28.9	
	5 医療給付費分	4,281,882	4,053,766	228,116	105.6				4,281,882	19.5	18.9	一般 4,281,881 退職 1
	10 後期高齢者支援金等分	1,498,733	1,539,771	△ 41,038	97.3				1,498,733	6.8	7.2	一般 1,498,732 退職 1
	15 介護納付金分	589,165	594,938	△ 5,773	99.0				589,165	2.7	2.8	一般・退職 589,165
27	保健事業費	226,772	236,543	△ 9,771	95.9		45,815	19,679	161,278	1.0	1.1	
	3 特定健康診査等事業費	137,430	146,739	△ 9,309	93.7		45,815	5,800	85,815	0.6	0.7	職員給与費 7,801 特定健康診査事業費 110,410 特定保健指導事業費 19,219
	5 保健事業費	89,342	89,804	△ 462	99.5			13,879	75,463	0.4	0.4	医療費通知事務費 4,592 データヘルス計画推進事業費 51,308 人間ドック助成事業費 33,442
30	基金積立金	80	261	△ 181	30.7			80		0.0	0.0	
	5 国民健康保険事業基金積立金	80	261	△ 181	30.7			80		0.0	0.0	国民健康保険事業基金積立金
40	諸支出金	21,694	24,446	△ 2,752	88.7				21,694	0.1	0.1	
	5 償還金及び還付加算金	21,694	24,446	△ 2,752	88.7				21,694	0.1	0.1	保険料還付金(一般 21,000 一般コロナ 500 退職 10) 国庫支出金等精算返納金 1 保険給付費等交付金償還金 1 保険料還付加算金(一般 180 退職 2)
45	予備費	10,000	20,000	△ 10,000	50.0				10,000	0.1	0.1	
	5 予備費	10,000	20,000	△ 10,000	50.0				10,000	0.1	0.1	
歳出合計		21,957,000	21,443,000	514,000	102.4	0	14,933,031	19,770	7,004,199	100.0	100.0	

令和2年度厚木市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

国民健康保険事業特別会計の令和2年度における歳入決算額は211億4,274万887円、歳出決算額は209億6,232万3,229円となり、歳入歳出の差引額は1億8,041万7,658円で、このうち翌年度へ繰り越すべき財源が1,319万7,250円ありますので、実質収支額は1億6,722万408円となりました。

歳入では、県支出金が歳入全体の67.3%（前年度66.8%）を占め、次いで国民健康保険料23.5%（同22.7%）、繰入金7.7%（同9.0%）、繰越金0.7%（同1.1%）、諸収入ほか0.8%（同0.4%）の構成比となっています。

歳出では、保険給付費が歳出全体の66.9%（同66.5%）を占め、次いで国民健康保険事業費納付金30.4%（同31.2%）、総務費1.5%（同1.3%）、保健事業費0.9%（同0.9%）、基金積立金ほか0.3%（同0.1%）などとなっています。



国保加入世帯数	31,493 世帯	被保険者数	48,736 人
---------	-----------	-------	----------

被保険者数	1人当たり 年間受診件数	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
48,736 人	14.5 件	23,079 円	335,173 円

※ 世帯数、被保険者数は令和2年3月から令和3年2月までの年間平均（療養給付費の年度計算期間）

令和2年度厚木市国民健康保険事業特別会計決算一覧表

【歳入】

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	説明				
5	国民健康保険料	4,780,388,000	5,723,635,347	4,960,347,243	56,169,628	707,118,476					
	5 国民健康保険料	4,780,388,000	5,723,635,347	4,960,347,243	56,169,628	707,118,476	一般現年分 4,671,643,159	一般滞繰分 288,653,394			
							退職現年分 0	退職滞繰分 50,690			
15	国庫支出金	68,043,000	66,800,000	66,800,000	0	0					
	10 国庫補助金	68,043,000	66,800,000	66,800,000	0	0	災害臨時特例補助金 34,763,000	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 32,037,000			
25	県支出金	14,663,718,000	14,226,009,441	14,226,009,441	0	0					
	10 県負担金・補助金	14,663,718,000	14,226,009,441	14,226,009,441	0	0	保険給付費等交付金(普通交付金) 13,879,067,441	保険者努力支援分 95,395,000	特別調整交付金分(市町村向け) 79,729,000		
							都道府県繰入金(2号分) 130,854,000	特定健診等負担金 40,964,000			
35	財産収入	459,000	408,679	408,679	0	0					
	5 財産運用収入	459,000	408,679	408,679	0	0	国民健康保険事業基金利子 97,471	歳計現金運用利子 311,208			
40	繰入金	1,752,483,000	1,636,870,650	1,636,870,650	0	0					
	5 他会計繰入金	1,752,483,000	1,636,870,650	1,636,870,650	0	0	保険基盤安定繰入金 1,010,313,268	職員給与費等繰入金 293,390,910	出産育児一時金繰入金 55,042,666		
							財政安定化支援事業繰入金 56,106,806	その他一般会計繰入金 222,017,000			
	10 基金繰入金	0	0	0	0	0	国民健康保険事業基金繰入金 0				
45	繰越金	154,874,000	154,874,460	154,874,460	0	0					
	5 繰越金	154,874,000	154,874,460	154,874,460	0	0	前年度繰越金 154,874,460				
50	諸収入	100,591,000	101,329,228	97,430,414	0	3,910,814					
	5 延滞金、加算金及び過料	40,200,000	43,112,774	43,112,774	0	0	保険料延滞金 43,112,774				
	10 市預金利子	25,000	22,871	22,871	0	0	歳計現金預金利子 22,871				
	15 雑入	60,366,000	58,193,583	54,294,769	0	3,910,814	第三者納付金 13,288,933	返納金 22,141,522	雇用保険料受入金等 52,473		
							神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金 12,000	国民健康保険事業費納付金精算金 5,299,841	国民健康保険事業費返納金 13,500,000		
歳入合計		21,520,556,000	21,909,927,805	21,142,740,887	56,169,628	711,029,290					

【歳出】

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	説明
5	総務費	375,874,000	322,002,326	40,674,424	
	5 総務管理費	333,777,018	291,473,593	29,106,175	職員給与費 182,325,944 共同処理経費 26,222,020 給付事務費 9,532,549 資格事務費 37,406,724 国保事務費 33,955,842 国民健康保険団体 連合会負担金 2,030,514
	10 徴収費	41,677,982	30,297,733	11,380,249	賦課事務費 7,618,552 徴収事務費 22,679,181
	15 運営協議会費	419,000	231,000	188,000	国民健康保険運営 協議会運営費 231,000
10	保険給付費	14,430,187,000	14,017,116,156	413,070,844	
	5 療養諸費	12,555,421,154	12,161,366,791	394,054,363	療養給付費 12,003,606,717 療養費 118,067,013 審査・支払事務 手数料 38,586,263 傷病手当金 1,106,798
	10 高額療養費	1,758,965,846	1,756,976,746	1,989,100	高額療養費 1,756,352,646 高額介護合算 療養費 624,100
	16 移送費	300,000	8,410	291,590	移送費 8,410
	18 出産育児諸費	98,750,000	82,664,209	16,085,791	出産育児一時金 82,623,469 支払手数料 40,740
	20 葬祭諸費	16,750,000	16,100,000	650,000	葬祭費 16,100,000
22	国民健康保険事業費納付金	6,380,217,000	6,380,214,818	2,182	
	5 医療給付費分	4,287,391,000	4,287,390,723	277	一般被保険者 医療給付費分 4,287,070,723 退職被保険者等 医療給付費分 320,000
	10 後期高齢者支援金等分	1,534,569,000	1,534,568,025	975	一般被保険者 後期高齢者支援金等分 1,534,440,025 退職被保険者等 後期高齢者支援金等分 128,000
	15 介護納付金分	558,257,000	558,256,070	930	介護納付金分 558,256,070
27	保健事業費	228,700,000	184,476,492	44,223,508	
	3 特定健康診査等事業費	147,777,000	117,503,683	30,273,317	職員給与費 5,464,921 特定健康診査 事業費 97,618,349 特定保健指導 事業費 14,420,413
	5 保健事業費	80,923,000	66,972,809	13,950,191	医療費通知事務費 4,399,078 データヘルス計画 推進事業費 36,894,585 人間ドック助成 事業費 25,679,146
30	基金積立金	34,206,000	34,042,471	163,529	
	5 基金積立金	34,206,000	34,042,471	163,529	国民健康保険事業 基金積立金 34,042,471
40	諸支出金	41,372,000	24,470,966	16,901,034	
	5 償還金及び還付加算金	41,372,000	24,470,966	16,901,034	保険料還付金 24,331,866 還付加算金 139,100
45	予備費	30,000,000	0	30,000,000	
	5 予備費	30,000,000	0	30,000,000	
歳出合計		21,520,556,000	20,962,323,229	545,035,521	

令和2年度厚木市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算【詳細】
【歳入】

国民健康保険料

国民健康保険料			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
4,780,388,000円	4,960,347,243円	5,132,568,887円	96.6%
1 一般現年分		4,671,643,159円
2 一般滞繰分		288,653,394円
3 退職現年分		0円
4 退職滞繰分		50,690円

国庫支出金

国庫補助金			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
68,043,000円	66,800,000円	1,976,000円	著増
1 災害臨時特例補助金		34,763,000円
2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金		32,037,000円

県支出金

県負担金・補助金			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
14,663,718,000円	14,226,009,441円	15,096,512,446円	94.2%
1 保険給付費等交付金（普通交付金）		13,879,067,441円
2 保険者努力支援分		95,395,000円
3 特別調整交付金分（市町村向け）		79,729,000円
4 都道府県繰入金（2号分）		130,854,000円
5 特定健診等負担金		40,964,000円

財産収入

財産運用収入			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
459,000円	408,679円	320,078円	127.7%
1 国民健康保険事業基金利子		97,471円
2 歳計現金運用利子		311,208円

繰入金

他会計繰入金			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
1,752,483,000円	1,636,870,650円	2,020,699,098円	81.0%
1 保険基盤安定繰入金		1,010,313,268円
2 職員給与費等繰入金		293,390,910円
3 出産育児一時金繰入金		55,042,666円
4 財政安定化支援事業繰入金		56,106,806円
5 その他一般会計繰入金		222,017,000円

基金繰入金			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
0円	0円	0円	—
1 国民健康保険事業基金繰入金		0円

繰越金

繰越金			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
154,874,000円	154,874,460円	238,805,620円	64.9%
1 前年度繰越金		154,874,460円

諸収入

延滞金、加算金及び過料			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
40,200,000円	43,112,774円	53,109,879円	81.2%
1 保険料延滞金		43,112,774円

市預金利子			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
25,000円	22,871円	49,988円	45.8%
1 歳計現金預金利子		22,871円

雑入			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
60,366,000円	54,294,769円	44,852,119円	121.1%
1 第三者納付金		13,288,933円
2 返納金		22,141,522円
3 雇用保険料受入金等		52,473円
4 神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金		12,000円
5 国民健康保険事業費納付金精算金		5,299,841円
6 国民健康保険事業費返納金		13,500,000円

【歳出】

○ 総務費

総務管理費

一般管理費			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
331,746,504円	289,443,079円	264,003,843円	109.6%
1 職員給与費	182,325,944円	
2 共同処理経費	26,222,020円	
* 診療報酬明細書の資格確認及び給付記録を神奈川県国民健康保険団体連合会に依頼し、作成した。			
3 給付事務費	9,532,549円	
* レセプト点検事務などを委託により実施した。			
4 資格事務費	37,406,724円	
* 被保険者証の作成及び発送をした。			
5 国保事務費	33,955,842円	

連合会負担金			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
2,030,514円	2,030,514円	1,904,238円	106.6%
1 国民健康保険団体連合会負担金	2,030,514円	

徴收費

賦課徴收費			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
41,677,982円	30,297,733円	32,256,035円	93.9%
1 賦課事務費	7,618,552円	
2 徴収事務費	22,679,181円	

運営協議会費

運営協議会費			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
419,000円	231,000円	234,344円	98.6%
1 国民健康保険運営協議会運営費(13人)	231,000円	
* 国民健康保険法及び国民健康保険条例に基づく市長の諮問機関の運営をした。			

○保険給付費

療養諸費

一般被保険者療養給付費			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
12,383,527,356円	12,003,530,401円	12,827,636,472円	93.6%

1 一般被保険者療養給付費（707,794件）…………… 12,003,530,401円

* 一般被保険者の医療費について保険者分を負担した。

退職被保険者等療養給付費			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
1,000,000円	76,316円	13,319,669円	0.6%

1 退職被保険者等療養給付費…………… 76,316円

* 退職被保険者本人及び家族の医療費について保険者分を負担した。

一般被保険者療養費			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
125,000,000円	118,047,480円	127,281,271円	92.7%

1 一般被保険者療養費（14,385件）…………… 118,047,480円

* 一般被保険者に対する療養費を支給した。

（支給対象：柔道整復、コルセット、マッサージなど）

退職被保険者等療養費			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
100,000円	19,533円	113,427円	17.2%

1 退職被保険者等療養費（2件）…………… 19,533円

* 退職被保険者本人及び家族に対する療養費を支給した。

（支給対象：柔道整復、コルセット、マッサージなど）

審査支払手数料			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
44,687,000円	38,586,263円	44,034,448円	87.6%

1 審査・支払事務手数料…………… 38,586,263円

* 神奈川県国民健康保険団体連合会に対して診療報酬明細書審査支払に係る事務手数料を支払った。

傷病手当金			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
1,106,798円	1,106,798円	-	皆増

1 傷病手当金（9件）…………… 1,106,798円

* 新型コロナウイルス感染症に感染するなどして労務に服することができなくなった被用者に対して支給した。

高額療養費

一般被保険者高額療養費			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
1,756,365,846円	1,756,352,646円	1,789,394,061円	98.2%

1 一般被保険者高額療養費（29,492件） 1,756,352,646円

* 一般被保険者に対する高額療養費を支給した。

（支給対象：1か月に一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、その額）

一般被保険者高額介護合算療養費			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
1,500,000円	624,100円	1,145,591円	54.5%

1 一般被保険者高額介護合算療養費（23件） 624,100円

* 一般被保険者に対する高額介護合算療養費を支給した。

（支給対象：医療保険・介護保険の自己負担額（高額療養費及び高額介護（予防）サービス費がある場合は、その額を除く）を合算し、自己負担限度額（年額）を超えた場合、その額（医療保険分））

移送費

一般被保険者移送費			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
200,000円	8,410円	26,970円	31.2%

1 一般被保険者移送費（1件） 8,410円

* 重病人の入院や転院などの移送に費用がかかった一般被保険者に対して支給した。

出産育児諸費

出産育児一時金			
予算額	決算額	前年度決算額	対前年度比
98,700,000円	82,623,469円	90,498,332円	91.3%

1 出産育児一時金（199件） 82,623,469円

* 被保険者が出産したときに、世帯主に対して支給（1件 42万円）した。

支払手数料			
予算額	決算額	前年度決算額	対前年度比
50,000円	40,740円	43,470円	93.7%

1 支払手数料 40,740円

* 神奈川県国民健康保険団体連合会に対して出産育児一時金支払に係る手数料を支払った。

葬祭諸費

葬祭費			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
16,750,000円	16,100,000円	15,600,000円	103.2%

1 葬祭費（322件） 16,100,000円

* 被保険者が死亡したときに、葬祭を行った者に対して支給（1件 5万円）した。

○国民健康保険事業費納付金

医療給付費分

一般被保険者医療給付費分			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
4,287,071,000円	4,287,070,723円	4,871,489,192円	88.0%

1 一般被保険者医療給付費分 4,287,070,723円

* 神奈川県に対して国民健康保険事業費納付金（医療分・一般分）を納付した。

退職被保険者等医療給付費分			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
320,000円	320,000円	5,186,000円	6.2%

1 退職被保険者等医療給付費分 320,000円

* 神奈川県に対して国民健康保険事業費納付金（医療分・退職分）を納付した。

後期高齢者支援金等分

一般被保険者後期高齢者支援金等分			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
1,534,441,000円	1,534,440,025円	1,550,075,195円	99.0%

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分 1,534,440,025円

* 神奈川県に対して国民健康保険事業費納付金（後期高齢者支援金等分・一般分）を納付した。

退職被保険者等後期高齢者支援金等分			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
128,000円	128,000円	1,811,000円	7.1%

1 退職被保険者等医療給付費分 128,000円

* 神奈川県に対して国民健康保険事業費納付金（後期高齢者支援金等分・退職分）を納付した。

介護納付金分

介護納付金分			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
558,257,000円	558,256,070円	578,787,286円	96.5%

1 介護納付金分 558,256,070円

* 神奈川県に対して国民健康保険事業費納付金（介護納付金分・一般分・退職分）を納付した。

○保健事業費

特定健康診査等事業費

特定健康診査等事業費			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
147,777,000円	117,503,683円	124,308,138円	94.5%
1 職員給与費		5,464,921円
2 特定健康診査事業費		97,618,349円
* 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上の被保険者を対象とした特定健康診査を実施した。			
3 特定保健指導事業費		14,420,413円
* 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査等の結果から、特に生活習慣の改善が必要な者に対して、特定保健指導を実施した。			

保健事業費

保健衛生普及費			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
80,923,000円	66,972,809円	74,555,705円	89.8%
1 医療費通知事務費		4,399,078円
* 被保険者に対し、医療費通知（年2回 53,114件）を送付した。			
2 データヘルス計画推進事業費		36,894,585円
* 健康保持増進を図るため、「データヘルス計画」に基づき、生活習慣病治療中断者・健診異常値放置者に対する受診勧奨や糖尿病性腎症の重症化予防を目的とした面談指導及び電話指導を対象者に実施した。			
3 人間ドック助成事業費		25,679,146円
* 人間ドック受診者に対し、費用の一部（受診人数1,270人）を助成した。（年1回 1人 2万5千円上限）			

○基金積立金

基金積立金

国民健康保険事業基金積立金			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
34,206,000円	34,042,471円	106,084円	著増
1 国民健康保険事業基金積立金		34,042,471円
* 剰余金及び基金の運用による収益を基金に積み立てた。			

○諸支出金

償還金及び還付加算金

一般被保険者保険料還付金			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
40,980,900円	24,331,866円	15,521,252円	156.8%
1 一般被保険者過年度分保険料過誤納還付金（440件）	……	18,583,566円	
2 一般被保険者過年度分新型コロナウイルス感染症保険料 減免還付金（178件）	……………	5,748,300円	

一般被保険者還付加算金			
予算現額	決算額	前年度決算額	対前年度比
139,100円	139,100円	102,500円	135.7%
1 一般被保険者保険料過誤納還付加算金（51件）	……………	139,100円	